

第3章 計画の基本的事項

第1節 計画改定の趣旨等

平成29年（2017年）3月に策定した旧計画は、中長期的視点に立ち、本市の目指すべき姿や温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、地球温暖化防止への取組及び気候変動の影響への適応に関する取組の方向性や基本方針、施策等を定めています。

これまでの取組等により、市域の温室効果ガス排出量は減少傾向にありますが、気候変動の影響が疑われる自然災害等が本市を含め世界各地で頻発しており、地球温暖化をめぐる国内外の動向や社会経済情勢が大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、本市では、令和2年（2020年）12月、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明しており、その目標の実現に向け、地球温暖化対策を一層推進する必要があることから計画の改定を行うものです。

第2節 計画の位置付け等

本計画は、次の三つの計画を兼ねるものとします。

《計画を兼ねるもの》

- ① 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編及び事務・事業編）」
 - ② 気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」
 - ③ 第3次広島市環境基本計画の地球温暖化対策に関する施策の方針を踏まえた「実行計画」
- ※1 「区域施策編」とは、市域から排出される温室効果ガスの排出削減目標や、その目標の達成に向けて実施する総合的かつ計画的な施策をまとめたものです。
- ※2 「事務・事業編」とは、市役所自らの事務・事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの削減目標や、その目標の達成に向けて実施する措置の内容等をまとめたものです。

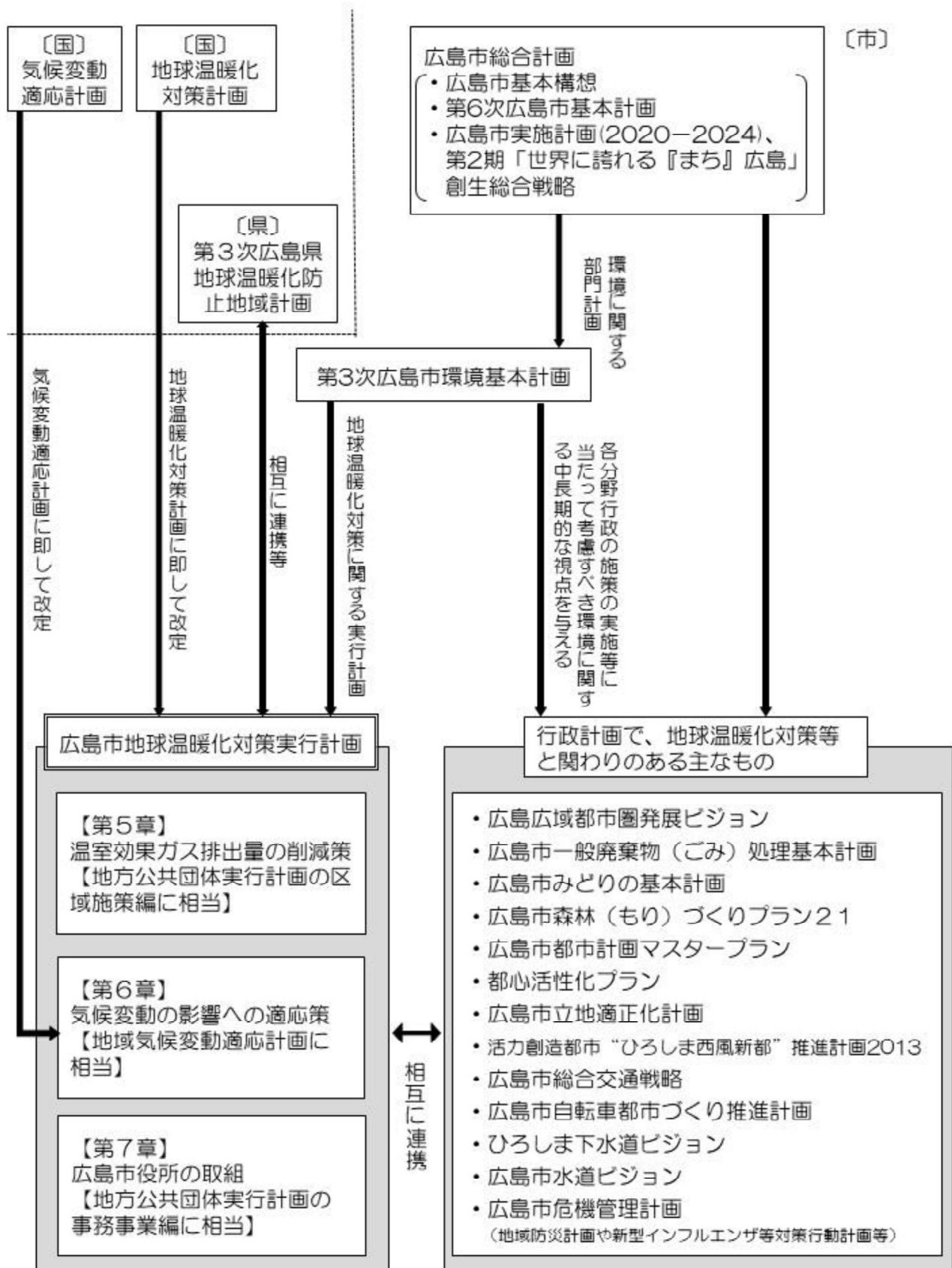
「第3次広島市環境基本計画」（令和3年（2021年）3月策定）

（計画期間：令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度））

「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき策定する、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、「第6次広島市基本計画」の環境に関する部門計画です。本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿を環境像とし、環境像の実現に向けた基本目標を四つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境、地球環境）ごとに設定しています。

「第2次広島市環境基本計画」（計画期間：平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度））の基本的な考え方を継承し、気候変動の影響が疑われる自然災害の頻発、生物の多様性の危機、プラスチックごみ問題などの近年顕在化する様々な環境問題等への対応やSDGs等の新たな視点を取り入れ策定しています。

図表 3-1 本計画の位置付け



第3節 対象とする温室効果ガス及び森林吸収源の取扱い

1 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、図表 3-2 のとおり、地球温暖化対策推進法に規定された 7 種類のガスとします。

図表 3-2 対象とする温室効果ガス

物 質		地球温暖化係数	ガスの性質	用途・排出源
二酸化炭素 (CO ₂)		1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
メタン (CH ₄)		25	天然ガスの主成分で、常温で気体。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298	数ある窒素酸化物の中で最も安定。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
代替フロン等 4 ガス	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	12～14,800	塩素がなく、オゾン層*を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	7,390～17,340	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	硫黄の六ふっ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

※ 「地球温暖化係数」とは、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値。温室効果ガスそれぞれの寿命の長さが異なるため、この係数の値は、温室効果を見積もる期間の長さによって変化します。この図表の数値は、京都議定書第二約束期間における値です（出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページの図表を基に作成）

2 森林吸収源の取扱い

森林は水資源の涵養^{かんよう}などの役割を果たすと同時に、大気中の二酸化炭素を吸収・固定し、温室効果ガスの吸収源となっています。

このため、今後、温室効果ガス排出量を算定する際には、森林吸収源による二酸化炭素吸収量を温室効果ガス排出量から控除します。

第4節 計画期間及び温室効果ガス排出量削減目標の基準年度

本計画の計画期間は、旧計画や国の地球温暖化対策計画を踏まえ、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

また、本計画における温室効果ガス排出量削減目標の基準年度も同様に平成25年度（2013年度）とします。

第5節 持続可能な開発目標（SDGs）の位置付け

気候変動をはじめ、貧困問題、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されたSDGsの17のゴールのうち、特に本計画と親和性の高い8つの目標を各施策に関連付け、各施策を着実に推進していきます。

図表 3-3 本計画と関連するSDGs

	ゴール 3:すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		ゴール 11:住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	ゴール 4:質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		ゴール 12:つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
	ゴール 7:エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		ゴール 13:気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	ゴール 9:産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		ゴール 17:パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する